

第21回 南木曾町リニア対策協議会が 開催されました



第21回南木曾町リニア対策協議会が、7月10日に開催されました。

今回の協議会では、7月5日に開催された第2回専門委員会の報告と、長野県知事からの意見照会に対する回答案の作成について、質問や意見等議論が行われました。

概要については下記のとおりです。

①第2回専門委員会の報告

長野県環境審議会が設置した専門委員会の委員による現地視察と会議が7月5日、南木曾町において開催されました。妻籠第1水源、妻籠第2水源、個人水道水源、大崖砂防公園、ボーリング調査地を視察した後、南木曾町役場にて専門委員会が開催され、専門委員からJR東海と町に対し、現地調査を踏まえた意見が出されました。また、住民2名の方から不安や疑問を直接、委員の方々に伝えました。

専門委員会にて出された委員の意見及びそれに対するJR東海の回答を今回の第21回対策協議会内で報告したところ、町としても調査等行い、データを集める必要性があるという意見がありました。

それを受け、町では、調査方法等専門家の意見を伺い、データの収集に取り組み予定です。

②意見照会について

対策協議会の開催に先立ち、対策協議会委員及び南木曾町議会に対して意見照会を行いました。町では、提出された意見を集約し、知事へ提出する意見回答の素案を作成しました。

今回、作成した素案を協議会に提示し、記載内容等について議論していただきました。

隣接する岐阜県の山口工区に関する記載が事前協議書にないこと、また、県をまたいだ情報共有ができていないことについて記載すべきという意見が出されました。

更には、水道水源の問題は、妻籠地区だけに限らず、町全体の水道ネットワークを考える必要性があるという意見も出されました。

町では、いただいた意見を踏まえ素案を修正し、7月末、長野県知事に回答を提出する予定です。

南木曾町吾妻大妻籠地籍の85ヘクタールが、町の申し出により、平成11年水道水源保全地区に指定されました。この保全地区内の地下へ、リニア中央新幹線のトンネル工事が計画されています。

■さて、この

水道水源保全地区とは…

知事は、水道法に規定する水道の水源を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄とする市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができ、そして、水道水源保全地区内において、規定される行為をしようとする者は、知事に協議し、その同意を得なければならない。
知事は、協議があつた時は、関係市町村長及び長野県環境審議会
の意見を聞かなければならない。

とされています。今回は、トンネル工事にかかる事前協議書が長野県知事に提出されたことから、環境審議会の開催を経て、7月5日に専門委員会委員が南木曾町を訪れ、現地調査並びに委員会を開催しました。

長野県環境審議会について

※長野県環境審議会とは…

長野県内における環境保全に関する基本的事項等を調査審議するため、学識経験者等で構成される審議会のこと。より専門的な検討が必要とされる場合、専門委員会を設置し、まずそこで調査検討を行います。専門委員会の検討結果は再度審議会で審議され、審議結果を長野県に答申します。

経過

J R東海から「水道水源保全地区内行為事前協議書」を受けた長野県知事は、長野県環境審議会を立ち上げ、南木曾町長に対し意見照会を行いました。長野県環境審議会は、専門的な検討をする必要があると判断し、専門委員会を設置。第1回専門委員会は5月31日長野県庁にて開催され、7月5日、第2回専門委員会が南木曾町役場にて開催されました。同日、会議に先立ち実施された現地調査の結果を踏まえて、専門委員からJ Rと町に対してそれぞれ質疑応答がされました。

- 4月6日 J R東海から長野県知事に対して、「水道水源保全地区内行為事前協議書」を提出
- 4月25日 環境審議会諮問（長野県庁にて開催）
- 5月31日 第1回専門委員会（長野県庁にて開催）
- 7月5日 第2回専門委員会（南木曾町役場にて開催）

※7月7日 第2回専門委員会に欠席した専門委員を対象として、現地調査を含む補足会議が、南木曾町にて開催されました。

今後の予定

- 7月末 南木曾町長、知事の意見照会へ回答
- 8月 第3回専門委員会
- 9月 環境審議会中間報告
- 10月 第4回専門委員会
- 11月 環境審議会答申

※専門委員会については、審議状況により開催回数が変わる場合があります。